

排他的経済水域に関わるわが国の国際私法の現況

—米国法との比較を交えての考察—

大 西 徳二郎

I はじめに

II 日本法の現況

(1) 問題の所在

(2) 日本の裁判例の態度

(3) 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第3条の解釈

III 米国法の態度

(1) Lauritzen-Rhoditis分析

(2) 2つの連邦地裁判決

(3) 日本法への示唆

IV おわりに

I はじめに

古来より、経済活動は陸上に限らず、漁業や海上運送といった形で海上においても行われている。そして、海上経済活動に関わる渉外的私法関係の準拠法について、たとえばわが国ではこれまで、海商法の抵触を扱う海事国際私法⁽¹⁾を中心に議論がなされてきた。しかし、近時、海上経済活

動は漁業や海上運送にとどまらず、資源採掘や洋上風力発電などに広がりを見せている。他方、法的にも、海を領海と公海に区分する秩序の段階から発展し、1994年11月に発効した「海洋法に関する国際連合条約（United Nations Convention on the Law of the Sea）」⁽²⁾（以下、「国連海洋法条約」という。）では、領海の外側に設定され、天然資源の探査や開発、構築物の設置や利用といった特定の事項について沿岸国の主権的権利等がおよぶ排他的経済水域の規定が設けられている⁽³⁾。それでは、これら海上経済活動の進展や海洋法の発達は、特にこの排他的経済水域の存在は、海上経済活動に関わる渉外的私法関係の準拠法の決定に対して、何らの影響もおよぼさないのであろうか。

たとえば、わが国の立法に目を向けると、排他的経済水域に関する明文の抵触規則は存在しない。かつて、わが国の国際私法の主要な法源である「法例」（明治31年7月16日法律第10号）が「法の適用に関する通則法」（平成18年6月21日法律第78号）（以下、「通則法」という。）へと全部改正された際、法務省の法制審議会の中に設置された国際私法（現代化関係）部会において、排他的経済水域および大陸棚に関して明文の抵触規則を設けるか否かが検討の対象として取り上げられた⁽⁴⁾。しかし、同部会では、議論がさほど活発に行われた様子もなく、規定を設ける必要性の低さなどを理由に立法措置を見送り、解釈で対応するという結論になった⁽⁵⁾。そして、このように法改正の際に議論のテーマとして挙がっていたにもかかわらず、法改正の前においても後においても、排他的経済水域に関わる抵触規則について論じた文献等は見当たらず⁽⁶⁾、盛んに議論が行われた形跡または行われている様子は見受けられない。また、近年、総合海洋政策本部の参与会議内に設けられたプロジェクトチームにおいて、排他的経済水域についての国内法制の整備に関する検討が行われていたが、公法分野が主な対象のようであり、公開されている資料からは私法分野が検討対象となっていた様子はうかがわれ⁽⁷⁾ない。すなわち、わが国においては、

立法担当者に対しては問題の存在を認識させるにとどまり、排他的経済水域の存在による影響とそこから生じる課題については司法の解釈が引き受けることになったのである。

このような、排他的経済水域の存在による国際私法への影響は、わが国以外の国や地域においてはどのように表れているのであろうか。これはまさに、自身の今後の調査・研究課題ではあるが、たとえばEUでは、2007年に制定されたEU法である「契約外債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則 (Regulation (EC) No 864/2007 of the European Parliament and of the Council of 11 July 2007 on the law applicable to non-contractual obligations (Rome II))」⁽⁸⁾(以下、「ローマII規則」という。)の制定過程において、排他的経済水域に関する抵触規則を盛り込もうとする動きが見られた。すなわち、2003年7月22日付の欧州委員会からの提案の中には、その18条(以下、「委員会案18条」という。)において、天然資源の探査・開発のために排他的経済水域内にある施設等は沿岸国の領域として扱うという内容の条項案が存在した⁽⁹⁾。しかし、この委員会案18条は、その後のローマII規則の制定過程の中で削除され⁽¹⁰⁾、2009年から施行されているローマII規則の中に排他的経済水域について直接規定する条項は見られない。このように、EUのローマII規則の本格的な制定作業とわが国の法例の改正作業は同時期に行われ、結果としてともに排他的経済水域に関する明文の抵触規則は設けられなかったものの、EUにおいても、排他的経済水域と国際私法の関係が問題として認識されていることはうかがわれるのである。

排他的経済水域に関わる抵触規則について、わが国では、積極的に規定を設ける姿勢は取られず、かつ、現在においても議論の俎上に載っていないということは、そのような抵触規則がなくても現時点ではさほど不便や不利益はないのであろう⁽¹¹⁾。しかし、法規範が定まっていない場合、関係者は、法規の適用について予測ができず、法的に不安定な状態に置かれ

ていることになる。また、排他的経済水域内の開発が進み商業化が広がれば、それに伴い民事紛争の数も増加するのであり、立法措置は少なくとも法規範の明確化の必要性は自ずと増してくると思われる。本稿は、今後のわが国および世界における排他的経済水域の開発の進展を見据え、排他的経済水域が海上経済活動に関わる渉外的私法関係の準拠法の決定に与える影響、そして、そこから生じる課題について、まずはわが国の司法の状況を整理・分析し⁽¹²⁾、また、世界でも有数の広大な排他的経済水域を有する米国の状況についても若干触れながら⁽¹³⁾、比較考察するものである。なお、大陸棚において生じる渉外的私法関係についての準拠法および米国以外の状況については、今後も調査・研究を進め、他稿に譲りたい。

II 日本法の現況

(1) 問題の所在

1) 問題の論理構造

上述のように、わが国の国際私法において、排他的経済水域に関する明文の抵触規則は存在せず、解釈に委ねられている。では、わが国の国際私法上、どのような場合にどのような形で排他的経済水域が問題となるのであろうか。

まず、国際私法上排他的経済水域が問題となる場面として、抵触規則の連結点が場所である場合に、すなわち抵触規則によって「場所の法 (*lex loci*)」が準拠法として指定される場合に、排他的経済水域の「場所の法」をどのように捉え、どのように対処するのかという問題に直面する。

これに対しては、①連結点へのあてはめにおいて排他的経済水域をどのように扱うか、すなわち、排他的経済水域に該当する地点を国際私法上総的に沿岸国の領海と同様のものもしくは公海と同様のものとして扱うとしたうえで個別の抵触規則における連結点へのあてはめを行うか、または、

②連結点へのあてはめ自体は排他的経済水域が場所であるとして行い、排他的経済水域の「場所の法」という段階で領海と同様に扱うかもしくは公海と同様に扱うかという対処が考えられる。つまり、①と②では、総則的に考えるか、個別の規定の解釈の問題として考えるかという違いがある。

とはいえ、①でも②でも、結局は排他的経済水域を国際私法上どのような捉えるかという問題に帰着する。すなわち、排他的経済水域を①領海同様、当該排他的経済水域を有する沿岸国の法域と捉えるか、②沿岸国の法域に入るとしても、天然資源の探査、開発、保存および管理といった事項に限り法域に入ると捉えるか、または③いずれの国の法域にも属せず公海と同様と捉えるかである⁽¹⁴⁾。この①②③の問題については、②の場合に関しては限定する事項の範囲を具体的にどうするのか⁽¹⁵⁾、③の場合および②において沿岸国の法域に入らない場合に関しては公海と同様に捉えた後どのように準拠法を決定するのかという問題が付随してくる。

2) 問題の顕在化が予想される渉外的私法関係

わが国の国際私法の主要な法源である通則法を見渡せば、場所が連結点となっている規定がかなり存在する。たとえば、物権の準拠法を定める通則法13条1項および2項は目的物の所在地、不法行為の準拠法を定める17条は原則として加害行為の結果発生地、例外として加害行為が行われた地、婚姻の方式の準拠法を定める24条2項は婚姻挙行地といった具合である。これらの規定は財産法分野のみならず家族法分野にも存在しているが、排他的経済水域内の海洋構造物上あるいは船上で婚姻を挙行したり家族生活を営む者が増えない限り、排他的経済水域に関して家族法分野の問題が生じる可能性は低いと思われる⁽¹⁶⁾、まず検討を要するのは財産法分野である。

そして、排他的経済水域内で生じる財産法関係の渉外的私法関係についても、契約債権関係であれば通則法7条に基づき当事者自治によるため、当事者による準拠法選択がある限り、いずれの国の領海内であれ、排他的

経済水域内であれ、または公海上であれ違いは生じない⁽¹⁷⁾。そこで、債権関係について主として問題となるのは、事務管理や不当利得、不法行為から生じる法定債権の場合である。具体的に、海上で生じる法定債権といえ、契約によらない海難救助、共同海損、そして船舶衝突に基づく債権が主な例ということになろう。この中で事案が多く、特に従来から議論がなされてきたのが、船舶衝突による不法行為に基づく債権の準拠法についてである。

船舶衝突における私法関係の国際的規律には、わが国も加盟している「船舶衝突ニ付テノ規定ノ統一ニ関スル条約」⁽¹⁸⁾があるが、同条約12条により、たとえば締約国の船舶と非締約国の船舶の衝突や非締約国の船舶同士の場合、同条約は適用されない。そこで、この条約の適用がない場合に抵触規則による準拠法の決定が必要となるが、通則法17条は不法行為地法主義を採用するため（規定ぶりは異なるが法例11条1項も同様）、公海上で生じた船舶衝突の事案については不法行為地法が存在せず、どのように準拠法を考えるのが従来より議論されており⁽¹⁹⁾、ここに排他的経済水域の存在がどのような影響を与えるかが問題になるのである。また、海上では、物の損傷や船員・作業員の負傷といった船舶衝突以外の不法行為も起こりうるのであり、その準拠法決定に影響を与えるかも同様に問題となる。

しかし、通則法では、法定債権に関わる抵触規則につき、不法行為地等よりも明らかにより密接な関係がある他の地の法を準拠法指定する例外条項が15条および20条に新たに設けられたため⁽²⁰⁾、今後は法例にはなかったこの例外条項の利用により準拠法指定がなされるならば⁽²¹⁾、従来からの議論は変化を迎えるものと思われる。この場合、どの法が例外条項のいう明らかにより密接な関係がある他の地の法にあたるのか、その特定の際にどのような要素を考慮すべきか、そこに排他的経済水域の存在が影響を与えるのが今後は問題となってくる。

次に、物権関係に目を向けると、現在、海域が関係する物権の準拠法の問題で最も議論が行われているのが船舶先取特権の準拠法の問題であろう⁽²²⁾。これは、通則法13条が目的物所在地法主義を採用していることと、船舶が走行性動産であることがときとして相容れないからである。すなわち、船舶は法域から法域へと公海を含めた海上を移動するため、渉外的私法関係と船舶の所在地との関連の度合や船舶が公海上にある場合に所在地法が存在しないことが問題となるのである。しかし、船舶の場合、荷の船積み・陸揚げや旅客の乗船・下船のみならず、補油や修繕などでいずれかの国の法域内に所在する場面も多いため、近時の船舶先取特権の準拠法に関する議論においては、領海外に船舶が位置する場合についてそれほど大きく議論されていない⁽²³⁾。とはいえ、議論の必要がないというわけではなく、そこに排他的経済水域が影響を与える可能性も否定できない。たとえば、領海外での船舶の事故に関わる救助料債権や制限債権にも船舶先取特権は発生しうる⁽²⁴⁾、排他的経済水域上や公海上で海上バンカリングが行われ、その燃料油代金債権に船舶先取特権が生じるといった事案も考えられなくもないからである⁽²⁵⁾。

また、今後排他的経済水域の開発が進めば、今までになかった物権の準拠法の問題が生じると考えられる。すなわち、船舶とは異なり、リグやFPSO（Floating Production, Storage and Offloading；浮体式生産貯蔵積出設備）、洋上風力発電設備のようにその海域に留まることを本質とした海洋構造物の場合は、まさにその海洋構造物が位置する場所の法が問題となるからである。

（２）日本の裁判例の態度

１）排他的経済水域内で渉外的私法関係が生じた事案

以下、国連海洋法条約の発効後、わが国の裁判所が、排他的経済水域内で渉外的私法関係が生じた事案に対してどのような態度を示してきたかを

確認する。具体的には、漁船と貨物船が衝突した事案である①東京地裁平成15年6月30日判決⁽²⁶⁾(以下、「第十一みさき丸事件判決」という。)および②仙台地裁平成21年3月19日判決⁽²⁷⁾(以下、「ジョチヨウ号事件判決」という。), ならびに船舶衝突ではない不法行為の事案である③東京高裁平成25年2月28日判決⁽²⁸⁾(以下、「NYKアルグス事件判決」という。)を取り上げる。これらはいずれも、事故が発生した地点の座標が示されており、そこから排他的経済水域内で発生した事故とわかるものである。なお、これらの事故はすべて通則法の施行前に発生しているため、ジョチヨウ号事件判決とNYKアルグス事件判決は通則法施行後のものであるが、通則法附則3条4項により、通則法施行前に加害行為の結果が発生した不法行為に基づく債権については法例11条が適用されることに注意を要する。

2) 第十一みさき丸事件判決

第十一みさき丸事件判決は、漁業を営む日本国籍の原告が所有する日本漁船第十一みさき丸(総トン数9.89トン)が、北海道の東方沖合において、リベリア共和国法人である被告が所有する貨物船パクサン号(総トン数1万7142トン, リベリア共和国船籍)と衝突し、破損したため、原告が被告にその損害の賠償を求めたところ、被告が損害賠償債務はわが国商法798条1項により時効消滅したと主張して争った事案についてのものである。この裁判における争点は、時効消滅の有無のほかには不法行為の準拠法などがあり、結果としては、被告主張の時効消滅が認められ、請求棄却となった。

さて、本稿として注目すべきは、この判決における排他的経済水域の扱いである。東京地裁は、衝突事故の発生について、「平成11年6月5日午後9時ころ、北緯42度18分、東経146度07分付近の公海上において、原告船と被告船とが衝突した」(下線は筆者が付したもの。)ことを「当事者の争いのない事実等」としている。しかし、この「北緯42度18分、東経

146度07分付近」は座標からすれば日本の排他的経済水域内であり⁽²⁹⁾、東京地裁は事実を確定する段階において「北緯42度18分、東経146度07分付近」を「公海上」としているのである。

そのため、この裁判における東京地裁の規範への事実のあてはめは、衝突事故の発生場所を「公海上」として行われており、公海がいずれの国の法域にも属さないことから、次の段階として公海上の船舶衝突の準拠法が問題となっているのである。この公海上の船舶衝突という不法行為によって生じる債権の準拠法について、東京地裁はまず、法例11条1項は原因事実発生地法が準拠法となることを定めるが、「本件事故は公海上で発生したものであるから」、原因事実発生地法は存在しないとしたうえで、「公海上における船舶の衝突について損害賠償請求権の成立等を判断すべき準拠法がなく、およそ不法行為としての損害賠償請求が認められないというのは明らかに不合理であるから、このような場合には、法例に直接の規定がないとしても、当該事案の具体的な内容に即し、一切の事情を考慮した上で、最も密接な関連性を有する法を適用すべきである」との解釈を示している。そして、本件事故による損害がすべて日本において現実化していること、当事者双方が日本法が準拠法となることを前提として主張を展開しており、準拠法合意が成立していたといえないまでも当事者間に日本法の適用を排斥する意思があるとは思われないことなどの事情を考慮して、本件における最密接関連法は日本法とし、日本法を準拠法として事案の解決を図っている。

なお、本判決は、旗国法を準拠法として採用していないが、その理由として、船舶は原則として船籍国の主権にも服することになるため、旗国は準拠法を定めるにあたっての一つの考慮要素になるとはいえるものの、旗国法というだけで直ちにその法が一般的に船舶衝突による損害賠償債権と特別密接な関連性を有するかは疑問であることを挙げている。

本判決は、事実の確定の段階ですでに船舶衝突の地点を「公海上」とし

ており、争点に対する判断の中で「原告において本件事故が公海上で発生したものであるとの十分な認識がなかったことが窺われる」とも述べている。したがって、当事者、裁判所ともに当該地点が日本の排他的経済水域内であることの認識を欠いているか、または、そのようなことが許されるかどうかはともかく、事実を確定する段階ですでに裁判所の中に排他的経済水域に該当する地点を国際私法上公海として扱うとの解釈があったかであると思われる。排他的経済水域を国際私法上公海として規範へのあてはめを行っている点で、(1) 問題の所在で述べた①の局面での解決を図ろうとしているものといえる。なお、本件事件は上級審にも進んでいるが、控訴審である東京高裁も東京地裁と同様、衝突事故地点を「公海上」として事実を確定したうえで、準拠法の判断については東京地裁の判断を引用している⁽³⁰⁾。また、上告審では準拠法は争点となっておらず、最高裁はわが国商法798条1項の時効の起算点の解釈しか言及していない。したがって、最高裁の判断の中に「公海上」という文言は登場していない⁽³¹⁾。ほかに、東京地裁は認定を行っていないが、東京高裁は、第十一みさき丸が本件事故当時、投網作業後揚網までの漂白待機中であったこと、すなわち漁労中であったことを認定している。

3) ジョチョー号事件判決

ジョチョー号事件判決は、原告が被告に対し、船舶衝突事故が被告の所有する船舶の船長または当直責任者の航法違反または操船上の過失によって発生したと主張して、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案についてのものである。本件における争点は国際裁判管轄の有無であったが、仙台地裁は不法行為の準拠法についても判断を示している。なお、結果としては、仙台地裁の国際裁判管轄が否定され、訴えは却下されている。

本件でも、第十一みさき丸事件判決の東京地裁と同様、仙台地裁は船舶衝突事故について、まず、当事者間に争いが無いものとして「2004年（平

成16年) 7月3日(……)現地時刻午前10時10分ころ、北緯48度07分、東経154度35分の地点(千島列島オストロフ・マツア島東方沖合の北太平洋の公海上)において、原告がパナマ法人(……)から裸傭船(賃借)していたパナマ船籍の貨物船ジョチョー号(“JOCHOH”, 総トン数4458トン)と被告が所有していたロシア船籍のトロール漁船バイコフスク号(“BAYKOVSK”, 総トン数4347トン)とが衝突した事故(下線は筆者が付したもの。)との事実を確定している。

しかし、本件の衝突地点である「北緯48度07分、東経154度35分の地点」も、座標からすればやはりロシアの排他的経済水域内である⁽³²⁾。実際、当事者双方の主張の中にも、衝突地点がロシアの排他的経済水域内であるとしたうえでの主張も見られ、仙台地裁自身もその判断の中で、「本件事故は、原告(パナマ法人)が裸傭船する原告船(パナマ船籍、なお、船長その他の乗員は韓国人とミャンマー人である。(……))と被告(ロシア法人)が所有する被告船(ロシア船籍。なお、船長その他の乗員はロシア人である。(……))が、千島列島オストロフ・マツア島東方の北太平洋の公海上(ロシア連邦の排他的経済水域)で衝突したもの」(下線は筆者が付したもの。)とも述べている。したがって、仙台地裁は、衝突地点が排他的経済水域内であることを認識しており、第十一みさき丸事件判決の東京地裁よりもより鮮明に、事実を確定する段階で排他的経済水域を公海として扱うという態度を明らかにしているといえよう。

このように、事実確定の段階で排他的経済水域上を「公海上」としていることから、後の法選択にかかる規範へのあてはめもやはり「公海上」として行われることになる。すなわち、仙台地裁は、船舶衝突事故という不法行為に基づく損害賠償を判断する準拠法について、まずは法例11条1項の適用を検討するも、「本件事故は、北緯48度07分、東経154度35分の公海上で発生しているから、不法行為地法として指定すべき法は存在しない」としている。そのうえで、船舶の衝突が公海上で発生した場合には両船舶

の旗国法を累積適用すべきであり、本件事故はパナマ船籍の原告船とロシア船籍の被告船が衝突したものであるから、パナマ法とロシア法を累積適用すべきことになるとの判断を示している。なお、両船舶の旗国法を累積適用すべきとする理由は特に述べていないが、旗国法を準拠法と判断した点は、第十一みさき丸事件判決とは異なる点である。

また、ジョチョー号事件には仙台高裁の控訴審判決があり⁽³³⁾、仙台地裁は認定を行わなかったが、被控訴人（第一審の被告）が本件事故当時、漁労のためロシアの排他的経済水域を航行中であったことを事実認定している。一方、当事者に争いのない事実として本件事故が公海上で発生したとし、公海上の船舶衝突として法例11条へのあてはめを行う点は仙台地裁判決と同様である。また、公海上の船舶衝突の準拠法として両船舶の旗国法を累積適用するところも仙台地裁と同様であるが、仙台高裁はその理由として、どちらかの旗国法に限定すると不公平が生じると述べている。

4) NYKアルグス事件判決

NYKアルグス事件判決は、地中海上を航行中のコンテナ船の船倉内において高熱の発生および発煙を伴う事故が発生し、さらにこれに対応するため船倉内への散水、注水などの措置がとられた結果、コンテナ船の船体や積荷に破損や水濡れといった損害が発生したため、原告らが被告に対し、損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決である。なお、原告ら（控訴人ら）はコンテナ船の裸傭船者や貨物の荷送人・荷受人との間で貨物海上保険契約を締結していた損害保険会社であり、被告（被控訴人）は高熱が発生した貨物の荷送人である。

本判決は、「前提となる事実」として、若干の補正を行ったほかは原審の東京地裁⁽³⁴⁾が確定した事実を引用しているため、まずは原審の東京地裁の判断から見ていくことにする。原審の東京地裁は、事故が発生した時点の船舶の位置について、当事者間に争いのない事実として「本船が同月

19日午後11時55分頃（……），北緯38度，東経6度39分3秒付近を航行中，第3船倉の煙探知機が警報音を発した」との事実を確定している。これも，座標からすればアルジェリアの排他的經濟水域内である⁽³⁵⁾。しかし，第十一みさき丸事件判決およびジョチョー号事件判決と異なるのは，この時点で「公海上」という表現が見られないことである。その後も，原審判決の中に「公海上」という文言は登場しない。なお，原審では不法行為の準拠法は争点とはなっていないが，法例11条1項により原因事実発生地法によるとしたうえで，「本件は，被告が我が国内において本件各貨物の運送を委託した際の作為又は不作為の注意義務違反を問うものであるから，その原因である事実の発生地（不法行為地）は，日本に在るとすべきである」として，準拠法は日本法であるとの判断を示している。

東京高裁は，控訴審において争点となった不法行為の準拠法について，まず法例11条1項により原因事実発生地法によるならば，船舶が外洋を航行中に結果が発生した隔地的不法行為が問題となっている本件においては，①加害行為が行われただけでなく，結果が発生したことにより不法行為債権が成立すること，②不法行為の成否および効力は事故の発生地（結果発生地）の人々の財産や法律上保護された利益のほか，環境等の公益に密接に関わるといえること，③事故が船舶の定期航路上で発生したときは，加害行為者にとって当該事故の発生地は客観的に予見可能な範囲にあると考えられること，④事故の原因は，船舶の運航における判断の過誤にあるのか，積荷に内在した危険の発現にあるのかなど容易に解明できないことが少なくないと考えられ，加害行為地は特定が容易でないことがありうることを理由に，同項の原因事実発生地とは原則として本件事故が発生した地（結果発生地）と解するのが相当であるとした。しかし，「前提となる事実によれば，本件事故は，平成16年10月19日午後11時55分ころ本船上で発生したと認められるところ，同時点で本船は公海上を航行中であつたから」（下線は筆者が付したもの。），結果発生地法が存在せず，そのために不法

行為が成立しないと解するのは明らかに不合理であるから、条理により本件事案と最も密接に関係する地の法を準拠法とすべきであるとしたうえで、事故の原因となった貨物や損傷を受けた貨物の船積地が日本であったことなどの事情を考慮して、本件における最密接関係地法は日本法であるとの判断を示している。すなわち、本判決は、第十一みさき丸事件判決やジョチョー号事件判決と異なり、事実を確定する時点ではなく規範へのあてはめの時点で、「北緯38度、東経6度39分3秒付近」という確定した事実「公海上」という判断を与えているのである。

また、本判決は、旗国法主義を採用しない理由を、公海上における船舶衝突の場合には不法行為と最も密接な関係があるのは船舶自体であり、その旗国法が準拠法となるのが原則であるが、海上物品運送のために公海を航行中の船舶内で事故が発生した場合には、船舶自体よりも船舶の運航上の安全に関する事柄の方が当該事故とより密接な関係があると述べている。ここで注目すべきは、船舶が同じ地点にある場合でも、船舶の衝突と船舶内での不法行為とでは別物として扱っているという点であろう⁽³⁶⁾。つまり、排他的経済水域の存在が準拠法の特定に影響を与えるとしても、排他的経済水域上の船舶や構造物の外部から生じた不法行為と内部で発生した不法行為とでは、与える影響が異なるかもしれないということである。

本件事故は、海洋における資源の探査や漁業といったことには直接関係のない、コンテナ船に積み込まれた貨物の発熱事故であり、原審、控訴審ともに、第十一みさき丸事件判決と同様「排他的経済水域」という文言は登場しない。これは、当事者、裁判所ともに本件事故が発生した地点がアルジェリアの排他的経済水域上であるとの認識を欠いているためなのか、認識があるうえで排他的経済水域を考慮する必要性の低さから、本件においては排他的経済水域を公海として扱うという裁判所の解釈なのかは明らかではない。また、本件事故については、保険会社らを原告、発熱した貨物の製造業者を被告として、製造物責任を問う別の訴訟も提起されている。

ここでは製造物責任に関する準拠法も争われており、第一審判決、控訴審判決ともに「前提となる事実」の段階において事故の発生場所を「公海上」とし、その後の規範へのあてはめを行っている⁽³⁷⁾。

5) 小括

理論上、(1) 問題の所在のところで挙げたように①と②の局面が考えられるのであるが、先の裁判例はいずれも①の局面またはそれ以前の段階の事実の確定のところで排他的経済水域の問題を処理し、②の条文解釈という局面まで排他的経済水域の問題を持っていかない。くわえて、「公海上」と表現するだけである。したがって、排他的経済水域を公海と擬制しているのか、国際私法上は排他的経済水域という概念を認めず、公海そのものとして扱うということなのか、裁判所の真意は明らかではない⁽³⁸⁾。

また、今後は、海上で場所が固定された構造物と船舶との衝突や、海上で場所が固定された構造物内での不法行為も考えられる。もしその海洋構造物が排他的経済水域上に位置する場合、先に見た不法行為の事案に対する裁判所の判断のように「公海上」を貫くのか、「排他的経済水域上」として何らかの解釈を考えるのか、判断が迫られよう。また、NYKアルガス事件判決のように、構造物自体への外部からの不法行為と構造物内部での不法行為を分けて考えるのかについても課題となろう。

(3) 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第3条の解釈

ここで、1つ検討しておかなければならないことがある。それは、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」(平成8年6月14日法律第74号)⁽³⁹⁾(以下、「EEZ法」という。)が既述の④⑤⑥の問題を解決するかである。すなわち、EEZ法3条が排他的経済水域に関わる抵触規則になりうるかを検討しておく必要がある。なぜなら、EEZ法3条がその1項において、「排他的経済水域又は大陸棚における天然資源の探査、開発、保存及び管

理, 人工島, 施設及び構築物の設置, 建設, 運用及び利用, 海洋環境の保護及び保全並びに海洋の科学的調査」(1号), 「排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のための活動(前号に掲げるものを除く。)」(2号), 「大陸棚の掘削(第一号に掲げるものを除く。)」(3号)については「我が国の法令(罰則を含む。以下同じ。)を適用する」と定め, 同条2項において, 「前項に定めるもののほか, 同項第一号の人工島, 施設及び構築物については, 国内に在るものとみなして, 我が国の法令を適用する」と定めるからである。

上記のように, EEZ法3条の1項および2項には, 「我が国の法令を適用する」という文言がある。この文言を文理解釈するならば, 同条1項および2項は, 同項らが掲げる事項について日本法を準拠法に指定するという一方的抵触規則と読めなくもない。しかし, EEZ法がその制定過程において農林水産大臣の担当となり, 「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使に関する法律案」, 「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案」および「水産資源保護法の一部を改正する法律案」とあわせて国会で審議されたことからすれば⁽⁴⁰⁾, また, EEZ法が国連海洋法条約に関連する国内諸法律の基本法としての位置付けを持ち⁽⁴¹⁾, たとえば同法3条1項1号関係では「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使に関する法律」や「漁業法」, 「鉱業法」といった法律の適用が想定されることからすれば⁽⁴²⁾, 同法3条は渉外的私法関係の準拠法を決定する抵触規則ではなく, わが国公法の属地的適用の範囲を示したものと考えるべきであろう⁽⁴³⁾。また, 日本の領土や領海内で生じた渉外的私法関係には通則法を通じて外国法が適用される可能性があるのに対し, 排他的経済水域内で生じた渉外的私法関係にはEEZ法3条を抵触規則と解して日本法しか準拠法として指定を認めないとする根拠もないことも, EEZ法3条を抵触規則とは解しえない理由となる⁽⁴⁴⁾。

さらに, 仮にEEZ法3条が抵触規則になりうるとしても, これは上述の

ようにわが国の排他的経済水域内で生じた渉外的私法関係にはわが国の法令を適用するという一方的抵触規則であるため、わが国以外の国の排他的経済水域内で生じた渉外的私法関係の準拠法をどのように考えるのかという問題は残る。国際私法上、排他的経済水域を当該水域を有する国の法域と捉えるという不文の双方向的抵触規則をつくり出すには、もう一段階の解釈なり材料が必要であろう。くわえて、EEZ法3条が抵触規則だとするならば、具体的にその事項の範囲をどのようにするのかという問題も生じることになる。

Ⅲ 米国法の態度

(1) Lauritzen-Rhoditis分析

さて、ここで排他的経済水域に関係する事案の他国における処理についても見ておきたい。具体的には、世界有数の広大な排他的経済水域を有する米国において、裁判所がどのような対応を取っているかにつき連邦地裁の2つの裁判例、すなわちMaritimas Mexicanas事件⁽⁴⁵⁾とMauricio Sosa事件⁽⁴⁶⁾に触れておく。事件はともにメキシコの排他的経済水域内で発生したものであるが、前者はメキシコのカペチェ湾に位置するリグと船舶の衝突事案、後者は船員の人身傷害事案である。ともに準拠法については、米国法とメキシコ法とで原告と被告の主張が対立している。そこで、両事件ともに裁判所は、Lauritzen-Rhoditis分析 (analysis) を用い、8つの要素の考量にて準拠法を決定した。

ここで、Lauritzen-Rhoditis分析とは、1953年のLauritzen事件⁽⁴⁷⁾における連邦最高裁の示した準拠法を特定する基準に、1970年のRhoditis事件⁽⁴⁸⁾における連邦最高裁の判断を付加した基準のことである。すなわち、Lauritzen事件は、デンマーク船主の所有するデンマーク船籍の船舶が米国のニューヨーク港に停泊中、同船上で雇傭契約 (契約書にはデン

マーク法が準拠法である旨の条項がある。)を締結したデンマーク人船員が、キューバのハバナ港に停泊中の同船上で負傷したため、当該船員が船主に対し、ニューヨークにおいて米国法に基づき損害賠償を求めた事案について、連邦最高裁が、①不法行為地、②旗国法、③被害者の忠誠義務(allegiance)またはドミサイル(domicile)、④被告船主の忠誠義務、⑤雇傭契約地、⑥外国裁判所への接近難、および⑦法廷地法の7つの要素を考慮して、最密接関係地法すなわち準拠法はデンマーク法であると判示したものである。そして、この7つの要素に加え、8番目の要素として⑧「船主の主な営業地」という要素を挙げたのが、Rhoditis事件における連邦最高裁の判断である。Lauritzen事件自体は上述のように人身傷害事件であるが、Lauritzen-Rhoditis分析は、上のMaritimas Mexicanas事件のように人身傷害の事件以外にも海事一般に広く用いられる確立した基準である。たとえば、マリタイム・リーエンの事案であるHoegh Shield事件も、Lauritzen事件における連邦最高裁判決を引用している⁽⁴⁹⁾。

(2) 2つの連邦地裁判決

ここで、メキシコの排他的経済水域で発生した事件に対する2つの連邦地裁の判断に戻るが、Maritimas Mexicanas事件における連邦地裁は、①不法行為地という要素の考慮において、排他的経済水域は領海とは異なるが軽視されるべきではなく、その位置は米国よりもメキシコに近いのであるから、不法行為地がメキシコの排他的経済水域にあるということはメキシコ法を準拠法とすることに有利に働くとの判断を示している。そして、他の7つの要素も検討したうえで、準拠法はメキシコ法であるとしている。

他方、Mauricio Sosa事件における連邦地裁は、①不法行為地の要素の考慮において、メキシコの排他的経済水域に対してメキシコが管轄権を行使できることなどを考慮して、事件はメキシコ内で発生したものと判断している。しかし、他の7つの要素を考慮して、中でも旗国法が最も比重が

重いとしたうえで、米国法を準拠法と判断している。

(3) 日本法への示唆

このように、これらの米国の裁判例は、諸要素を考慮して最密接関係地法すなわち準拠法を特定しており、わが国の法例11条1項や通則法17条のように不法行為地という1つの要素だけで準拠法を特定するということはしていない⁽⁵⁰⁾。したがって、わが国よりも柔軟な準拠法の特定ができる。その反面、当事者にしてみれば、事前の準拠法の予測可能性が減少することになるが、Lauritzen-Rhoditis分析で8つの要素が挙げられているため、ある程度の予測可能性はあるであろう。

米国裁判例の手法や態度は、今後のわが国において、通則法15条や20条の例外条項を用いてより密接な関係がある他の地の法を特定する場合に、または条理によって最密接関係地法を特定して準拠法とせざるをえない場合に、何を考慮要素とするのかという指標があれば準拠法に対する当事者の予測可能性はある程度確保でき、排他的経済水域については考慮要素の中で扱いうるという点で、参考になるものである。

IV おわりに

法例から通則法への改正作業の際、法務省法制審議会の国際私法（現代化関係）部会が出した司法の解釈に委ねるという結論は、言い換えれば、抵触規則の明確化には、実際に民事紛争が起き、そこでの解決や議論の積み重ねを待たねばならないということである。立法措置が採られないということは、開発事業者が私法の適用について予測可能性を欠き、不安を抱えながら事業を進めるということになるのであり、立法に消極的な態度は、海洋基本法（平成19年4月27日法律第33号）の19条が定める排他的経済水域等の開発等の推進という方針とは相容れないように思われる⁽⁵¹⁾。準拠

法が予測可能であるということは、紛争の解決結果の予想ももたらすものであり、民事紛争の予防にもつながるのではないか。

とはいえ、現状では解釈で対応するしかないのであるが、先に見てきたようにわが国の裁判例は、排他的経済水域にあたる地点を「公海上」としたうえで抵触規則の連結点へあてはめるという態度で一貫している。いずれにしろ、排他的経済水域の開発が今後進展し、従来とは異なる準拠法の問題に直面した際、裁判所は排他的経済水域を「公海」として連結点にあてはめる立場が貫けるのか、また、米国の裁判例のように排他的経済水域の存在を準拠法特定の際の考慮事情の1つとして扱うという道はないのかという点については、今後も注目を要する。さらに、船舶等で運送中の物についての物権変動の準拠法が船舶等の位置にかかわらず仕向地法となると解されているように⁽⁵²⁾、たとえば、排他的経済水域内でFPSO等に貯蔵されている物の物権準拠法については貯蔵施設が位置する海上の場所とは切り離して考えるといったような解釈方法も検討の余地があろう⁽⁵³⁾。

明治期の話にはなるが、法例が制定される際、不法行為地法主義や目的物所在地法主義が船舶については妥当しえない場合があることは、すでに立法担当者には認識されていた⁽⁵⁴⁾。そして、それから100年近く経つ現在までに、海上経済活動や海洋法秩序が進展し、海上における渉外的私法関係を取りまく状況は明治期よりも複雑になった。それにもかかわらず、いまだ船舶に関する準拠法の問題も解決に至らず、わが国の国際私法はその流れに対応できているとはいえない⁽⁵⁵⁾。

わが国の法制審議会国際私法（現代化関係）部会では規定を設けないという事務局提案⁽⁵⁶⁾から始まっているのに対し、ローマⅡ規則の制定作業においては排他的経済水域に関する規定を設けるという欧州委員会の提案から始まるという点に相違があった。同様に、わが国では排他的経済水域に関わる抵触規則についてはほとんど議論が行われていないものの、欧州では、詳細は他稿に譲るが、この問題に対して見解を示すものも見受け

排他的経済水域に関わるわが国の国際私法の現況

られる⁽⁵⁷⁾。わが国においても、問題解決の要請が増す前に議論をはじめ、積み重ねておくべきであろう。

注

- (1) 海事国際私法の意義について、国際法学会編『国際関係法辞典 第2版』（三省堂、2005年）127-128頁〔「海事国際私法」、高桑昭執筆〕によれば、海事国際私法とは、海商法に関する法の場所的抵触を解決するための法則の総称であり、船舶所有権や船舶担保権、傭船、海上運送、船荷証券、共同海損、海難救助、船舶衝突などに関する国際私法の法則をその内容とすると説明する。また、山戸嘉一『海事国際私法論』（有斐閣、1943年）3頁は、海事国際私法または国際海商法とは、①海商法の場所的抵触が存在する場合に、その渉外的私法関係についてその性質によりいずれの国の実質的の海商法を適用すべきかを選択指定する抵触規則であって、②国際私法の一部である国際商法の一分支であると説明する。

古い文献の中には「海商法的国際私法」という表現も見られるが（森清『海商法原論』（有斐閣、1934年）18-19頁。）、これも「海事国際私法」と同義である。なお、近時の文献においては、「国際海商法」や「海商法的国際私法」という表現はあまり用いられていない。

- (2) わが国は、国連海洋法条約を1996年6月に批准、同7月に公布（平成8年条約第6号）している。
- (3) 排他的経済水域は、国連海洋法条約の55条以下に規定されている。特定の事項とは、沿岸国の主権的権利がおよぶ事項は、天然資源（生物、非生物を問わない。）の探査、開発、保存および管理、ならびに排他的経済水域の経済的な探査および開発のためのその他の活動（海水、海流および風力からのエネルギーの生産等を含む。）であり、管轄権がおよぶ事項は、人工島、施設および構築物の設置および利用、海洋の科学的調査、ならびに海洋環境の保護および保全であって、国連海洋法条約56条に規定されている。なお、ここにいう天然資源の「開発」とは、天然資源を採取することにより利用することを指すと解されている。海洋基本法研究会監修『海洋基本法の解説』（国政情報センター、1997年）34頁。

また、排他的経済水域の法的地位については、わが国では、領海とも公海とも異なる固有の水域という説明が一般的である。山本草二『国際法（新版）』（有斐閣、1994年）385頁、水上千之『排他的経済水域』（有信堂高文社、2006年）60頁、林司宣＝島田征夫＝古賀衛『国際海洋法〔第二版〕』（有信堂高文社、2016年）64頁など。

- (4) 2003年12月16日に開催された同部会の第8回会議の議事録（法務省ウェブサイト

内の過去の審議会情報が掲載されているウェブページよりダウンロード可能。URLはhttp://www.moj.go.jp/shingil/shingi_031216-1.html (最終確認日2018年1月15日)の20頁によれば、事務局から、排他的経済水域および大陸棚における行為等の準拠法について国際私法の規定を置くことには「かなり違和感」があることを理由に、特段の規定を設けず解釈に委ねるとする提案がなされている。なお、この「違和感」の中身については、この議事録を見る限りでは説明がなされていない。また、同議事録32頁によれば、この事務局の提案に関し、ある部会メンバーから①排他的経済水域および大陸棚における行為等の準拠法については検討事項として捉え、考え方を整理する必要があること、②現実に規定を設けるとなると国際私法的には異質な規定となること、③結局は国家のテリトリーがどこまでかという難しい問題となることが指摘されている。なお、公開されている同部会の議事録は発言者の氏名が伏せてあり、上記の発言を部会のどのメンバーが行ったかまでは明らかではない。

- (5) 2004年6月15日に開催された同部会の第14回会議の議事録（法務省ウェブサイトよりダウンロード可能。URLはhttp://www.moj.go.jp/shingil/shingi_040615-1.html (最終確認日2018年1月15日)の20-21頁によれば、事務局から、特段の規定を設けないという提案の理由として、①この問題については議論がほとんどないこと、および②排他的経済水域内において準拠法が問題となりうる私法上の法律関係が生じることはあまり多く予想されないことから、排他的経済水域にかかる国際私法上の規定を設ける必要性は低く、同様の事情により大陸棚についてはさらにその必要性が低いのではないかという説明がなされている。そして、同議事録21頁によれば、特段の規定を設けないとする事務局の提案に関し、この会議に出席していた外務省の担当者から、排他的経済水域および大陸棚に対して一定の事項につき沿岸国の主権の権利と管轄権がおよぶのは「国際公法の分野の話」であり、国際私法においては解釈に委ねるということで特段の問題はないとの意見が示されている。なお、同会議において、他の出席者からの意見は見受けられない。そのため、同議事録22頁によれば、座長から、上記の外務省担当者からの意見以外に特に意見がないため、特段の規定を設けないという方向で考えるとの方針が示されている。

また、2004年10月19日に開催された同部会の第18回会議の議事録（法務省ウェブサイトよりダウンロード可能。URLはhttp://www.moj.go.jp/shingil/shingi_041019-1.html (最終確認日2018年1月15日)の9頁においても、事務局から、排他的経済水域および大陸棚における行為等について特段の規定を設けないという事務局提案に部会メンバーの意見が了解で一致していると理解しているとの確認がなされている。

- (6) 排他的経済水域についての言及はないが、国連海洋法条約を日本が批准する前に、

同条約を批准・摂取した場合の日本船舶に対する民・商法の適用について、国際私法との関係も含めて論ずるものとして、落合誠一「日本船舶に対する民・商法の適用」日本海洋協会編『新海洋法制と国内法の対応 第4号』（日本海洋協会、1988年）71頁以下がある。また、論稿ではないが、法制審議会で検討するための準備として排他的経済水域に関する抵触規則について検討するものとして、法例研究会『法例の見直しに関する諸問題(2)―不法行為・物権等の準拠法について―』別冊NBL No.85（2003年）193-194頁、法制審議会国際私法（現代化関係）部会の会議議事録以外で通則法への改正時の様子を伝えるものとして、法務省民事局参事官室「国際私法の現代化に関する要綱中間試案補足説明」別冊NBL編集部編『法の適用に関する通則法関係資料と解説』別冊NBL No.110（2006年）200頁。

(7) たとえば、直近のものとして、「海域の利用の促進等の在り方PT」の平成28年度の報告書（総合海洋政策本部ウェブサイトよりダウンロード可能。URLはhttp://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/20170330/ikensho_betten.pdf（最終確認日2018年1月15日）。）を参照。ただし、同PTの平成26年度の報告書（総合海洋政策本部ウェブサイトよりダウンロード可能。URLはhttp://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/20150526/sanyo_betten.pdf（最終確認日2018年1月15日）。）の1頁、3頁および6頁によれば、労働関係制度の検討が行われており、その中で私法関連の検討がなされた可能性は否定できない。

(8) OJ L 199/40 [31.7.2007]. なお、同法は、不法行為などから生じる契約外債務に関する抵触規則を定めたものである。

(9) Proposal for a regulation of the European Parliament and the Council on the law applicable to non-contractual obligations (Rome II), COM (2003) 427 final, p.38.

なお、委員会案18条は、具体的に以下（括弧内の訳は筆者が付したものの。）のように定める。

Article 18 – Assimilation to the territory of a State

(第18条—国家の領域への同化)

For the purposes of this Regulation, the following shall be treated as being the territory of a State（この規則の適用上、次に掲げるものは国家の領域であるときみなす。）：

- a) installations and other facilities for the exploration and exploitation of natural resources in, on or below the part of the seabed situated outside the State's territorial waters if the State, under international law, enjoys sovereign rights to explore and exploit natural resources there（国家の領海外に位置する海底部分の中、上、または下にある天然資源の開発および探査のための、施設および

びその他の設備。ただし、当該国家が、国際法の下、そこにおける天然資源の開発および探査について主権の権利を享受する場合に限る。);

b) (以下略)

この18条の存在は、通則法への改正作業の際にすでにわが国においても知られているものである。法制審議会国際私法(現代化関係)部会・前掲注(4)第8回会議議事録20頁、法例研究会・前掲注(6)194頁。

- (10) 委員会案18条と同じ規定が、2005年7月6日付の欧州議会からの案の第20条にある。(Position of the European Parliament adopted at first reading on 6 July 2005 with a view to the adoption of Regulation (EC) No .../2005 of the European Parliament and of the Council on the law applicable to non-contractual obligations (Rome II), OJ C 157 E/371 [6.7.2006], p.379.)

しかし、その後の2006年2月21日付の欧州委員会からの修正案(Amended proposal for a European Parliament and Council Regulation on the law applicable to non-contractual obligations (Rome II), COM (2006) 83 final, p.20.)および2006年9月25日付の欧州理事会の「共通の立場(common position)」(Council document 9751/7/06 REV 7 ADD1 [25.9.2006], p.15.)なお、「共通の立場」の条文案自体は、Council document 9751/7/06 REV 7 [25.9.2006.]においては、排他的経済水域に関する規定は削除されている。

なお、ローマII規則自体の制定過程については、佐野寛「EU国際私法はどこへ向かうのかーローマII規則を手がかりとして」国際私法年報14号(2013年)35-43頁を参照。

- (11) 総合海洋政策本部「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム」の検討結果(総合海洋政策本部ウェブサイトよりダウンロード可能。URLはhttp://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kentou_team.pdf(最終確認日2018年1月15日。))によれば、採算面や技術的理由により排他的経済水域の開発の商業化はまだ先のようにあり、現状、わが国の排他的経済水域の開発はあまり進んでいないようである。

とはいえ、商業化の事例がないわけではない。2007年に商業生産を終了し、2010年にはプラットフォームも撤去されているが、福島県楢葉町の沖合約40kmの排他的経済水域に位置する磐城沖ガス田の事例がある。内閣官房総合海洋政策本部事務局発行の「沿岸域の総合管理の取組み事例集 改訂版(2014)」(海域での施設整備に関する事例)(総合海洋政策本部ウェブサイトよりダウンロード可能。URLはhttps://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/enganiki/2014/jirei_02.pdf(最終確認日2018年1月15日。))78頁、事業者の親会社である国際石油開発帝石株式会社のウェブサイトに掲載されている「磐城沖ガス田の生産操業終了に伴う関連施設の撤去作業の開始に

ついて（お知らせ）」（URL：<http://www.inpex.co.jp/news/pdf/2010/20100428.pdf>（最終確認日2018年1月15日））および「磐城沖ガス田関連施設の撤去作業終了について（お知らせ）」（URL：<http://www.inpex.co.jp/news/pdf/2010/20100709.pdf>（最終確認日2018年1月15日））参照。

- (12) 本稿では、広義の国際私法に含まれる国際裁判管轄には触れず、まずは狭義の国際私法である抵触規則の状況について分析を行いたい。
- (13) 古い資料となるが、世界における米国の排他的経済水域の広さについては、1972年8月12日発行の米国国務省資料であるU.S.Department of State, Bureau of Intelligence and Research, “Limits in the Seas No.46: Theoretical Areal Allocations of Seabed to Coastal States”, August 12, 1972 (<http://www.state.gov/documents/organization/61533.pdf> (last visited January 15, 2018)) の6-9頁に掲載してある順位、および9-17頁に掲載してある各国の海域の面積を参照。この資料にある面積を平方キロメートルの数値に修正するなどして各国のランキングを表にしたものとして、海洋政策研究財団発行の『海洋白書2009 日本の動き 世界の動き』（公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所ウェブサイトよりダウンロード可能。URLは<https://www.spf.org/opri-j/publication/pdf/ISBN978-4-88404-228-8.pdf>（最終確認日2018年1月15日））。23頁〔中原裕幸執筆〕の表1-2-1-1「世界の管轄海域面積ランキング」がある。
- (14) 同様の指摘は、法制審議会国際私法（現代化関係）部会の第14回会議においても事務局からなされている。法制審議会国際私法（現代化関係）部会・前掲注（4）第14回会議議事録21頁。
- (15) この問題点についてもすでに指摘されている。法例研究会・前掲注（6）193頁。
- (16) 通則法24条2項は、婚姻の方式に関して、婚姻挙行地法を準拠法とすると定める。たとえば、現在でも、客船が排他的経済水域内にいるうちに客船上で婚姻の挙行を行うことも考えられなくはないが、船舶は航行するため、婚姻の挙行中に公海上もしくはどこかの国の法域に入ることが考えられる。しかし、排他的経済水域上に複数の作業員や研究者が長期滞在するような海洋構造物が作られ、そこで長期滞在する者同士の間で現地において婚姻が挙行されるような事態が生じた場合、通則法24条2項の婚姻挙行地法をどう解するかが問題となる。また、通則法24条2項には同条3項に例外規定があるが、その3項但書の「日本において婚姻が挙行された場合」に日本の排他的経済水域上で婚姻が挙行された場合も含まれるのかも解釈を検討する余地が出てくる。なお、現状の船舶上での婚姻の挙行についても、排他的経済水域内で婚姻が挙行された場合のみならず公海上で婚姻が挙行された場合をどのように考えるかが問題となる。なお、公海上の場合、旗国が連結点の候補となろうが、本文で後に触れているように、船舶というだけで当然に旗国が連結点にはなら

ない。この問題に関して、溜池良夫『国際私法講義 [第3版]』（有斐閣、2005年）434頁は、理由は述べていないものの、公海上にある船舶内で婚姻を挙行する場合、旗国法が婚姻挙行地とされるとする。

- (17) 契約債権の場合であっても、まったく問題がないわけではない。たとえば、当事者による準拠法選択がない場合、通則法8条1項により最密接関係地法への客観的連結が行われるが、その際、同条2項および3項に推定規定が用意されている。ここで、通則法8条2項のいう特徴的給付を行う当事者の常居所地または営業所所在地が排他的経済水域上となった場合、やはり本文中で述べた④、⑤、⑥のうちどう捉えるかという問題が生じる。また、同様に、たとえば排他的経済水域上の人工島やその上の建物を国際私法上不動産と扱うか否かという問題が前段階に生じるが、通則法8条3項にいう不動産の所在地が排他的経済水域上となった場合、やはりここでも④、⑤、⑥のうちどう捉えるかが問題となる。しかし、通則法8条2項および3項はあくまでも最密接関係地法を推定しているにすぎないため、推定を覆して同条1項に基づき最密接関係地法を準拠法とすることは可能であるし、排他的経済水域を公海と同様に扱うとする場合、同条2項または3項の推定はおよばないとして、やはり同条1項に基づいて最密接関係地法を準拠法とする対応も可能と考えられる。

また、通則法施行前に締結された契約については通則法附則3条3項によって法例が適用されるため、法例7条2項にいう行為地（すなわち契約締結地）が排他的経済水域上となる場合に、やはり④、⑤、⑥のうちどう捉えるかが問題となる。ここで、排他的経済水域を公海と同様に扱うとすると、次に準拠法をどのように特定するのかという問題が生じる。この点に関しては、排他的経済水域に直接言及するものではないが、行為地に法が存在しない場合には、当該契約関係におけるあらゆる具体的事情を考慮して行為地法以外に準拠法を定めるべきとの見解（山田三良『国際私法 第二分冊』（有斐閣、1932年）550-551頁、江川英文『有斐閣全書 国際私法（改訂）』（有斐閣、増補、1970年）218頁、杉林信義編著『法例コンメンタール』（学陽書房、1984年）73頁〔第7条、斉藤信一執筆〕、山田録一『国際私法 第3版』（有斐閣、2004年）328頁）が存在する。しかし、当事者による明示の準拠法選択がなく、契約に関わる諸事情を考慮して黙示の準拠法選択を探索した結果これを認めえないとして法例7条2項に基づいて行為地法を準拠法とする場合、行為地に法が存在しないとして再び当該契約に関わる諸事情を考慮して準拠法を特定しようとすることは、黙示の準拠法選択を探索する作業と同じことを繰り返すことになってしまう。したがって、このような場合には、契約締結地たる排他的経済水域を沿岸国の法域内と捉える必要性はかなり高いといえるだろう。なお、上記見解の論者の中には、もし準拠法を特定できない場合には最終的に法律行為を無効と考へざるをえ

ないと主張する者もあるが（山田三良・同注前掲書551頁，無効とすることに否定的なものとして江川・同注前掲書218頁），準拠法の特定困難という間接規範上の理由をもとに法律行為自体を無効と解することは妥当ではない。

ほかにも，通則法11条2項および5項のいう消費者の常居所地や同12条3項のいう労務を提供すべき地が排他的経済水域上にあたる場合，やはり排他的経済水域を国際私法上どのように捉えるかが問題となる。これらにおいて，排他的経済水域を公海と同様に扱うとするならば，前者については消費者の常居所地法が存在しないとしたうえで解釈で対応することが，後者については推定規定のため上述の通則法8条2項の場合と同様の対応をすることが考えられるであろう。

- (18) 大正3年2月10日条約第1号。
- (19) この議論に関する学説や裁判例の整理については，箱井崇史編著『船舶衝突法』（成文堂，2012年）322-336頁〔松田忠大執筆〕，櫻田嘉章＝道垣内正人編『注釈国際私法 第1巻』（有斐閣，2011年）620-623頁〔「海事」，増田史子執筆〕参照。
- (20) 事務管理または不当利得によって生じる債権の準拠法にかかる例外条項は通則法15条，不法行為によって生じる債権の準拠法にかかる例外条項は同法20条である。
なお，対世的な効力を有する物権については，準拠法に関する当事者の予見可能性という法的安定性が重視され，例外条項は設けられていない。小出邦夫編著『逐条解説 法の適用に関する通則法〔増補版〕』（商事法務，2014年）169-170頁〔第13条，和波宏典執筆〕。
- (21) 公海上で発生した不法行為の準拠法について，箱井崇史「判批」判時2199号（2013年）152-153頁（判例評論658号6-7頁）は通則法20条の適用ないし類推適用の可能性を，野村清明「判批」私法判例リマークス48号（2014年）141頁や増田史子「判批」私法判例リマークス52号（2016年）149頁は通則法20条の適用の可能性に言及する。現在のところ，公海上で発生した不法行為について，通則法20条を利用して準拠法を特定した公刊された裁判例は存在しない。なお，通則法20条は，「前3条の規定により適用すべき法の属する地よりも密接な関係がある他の地があるとき」を要件とする。したがって，公海上の船舶衝突の事案では「前3条の規定により適用すべき法」が存在しないため，通則法20条の直接適用ではなく，類推適用ということになる。
- (22) 最高裁判例はないものの，船舶先取特権の準拠法について判断を示す裁判例は，現在公刊されているものだけでも10を超える。わが国の議論状況については，拙稿「判批」早稲田法学90巻4号（2015年）131頁以下を参照。
- (23) 近年，船舶先取特権の成立に関して，通則法13条2項に基づいて，物権準拠法を船舶の現実所在地法，すなわち補油港が所在する国の法と解したうえで，被担保債

権の準拋法と累積適用する裁判例が立て続けに公開された。具体的には、水戸地裁平成26年3月20日判決・判時2236号135頁、福岡地裁小倉支部平成27年12月4日決定・海事法研究会誌232号70頁、神戸地裁平成28年1月21日決定・海事法研究会誌232号75頁。そして、水戸地裁判決に関する増田史子「判批」ジュリ1486号（2015年）109-110頁や神戸地裁決定に関する嶋拓哉「判批」ジュリ1506号（2017年）125-126頁は、船舶が公海上にある場合などについては触れずに船舶の現実所在地法による解決を肯定し、福岡地裁小倉支部決定に関する中野俊一郎「判批」JCAジャーナル64巻10号（2017年）35頁は、やはり船舶の現実所在地法による解決を肯定しつつも、船舶が公海上にあって目的物所在地主義が妥当しない場合は、例外解釈で対応すべきとする。

- (24) わが国では、救助料債権については商法842条5号により、制限債権については船舶の所有者等の責任の制限に関する法律95条1項によって船舶先取特権が認められている。
- (25) 燃料油代金債権に船舶先取特権が認められた事例ではないが、排他的経済水域上で海上バンカリングが行われた有名な事件として、国際海洋法裁判所の判決が出されたサイガ号事件がある。The M/V "Saiga", 37 ILM 360, (No.2) Case, 38 ILM 1323.
- (26) 金商1242号45頁。
- (27) 判タ1305号276頁。
- (28) 判時2181号3頁。
- (29) Marineregions.orgが公開している以下のウェブページで座標を入力すると、当該座標の地点が公海なのかいずれの国の排他的経済水域なのか地図表示される。
URL : <http://www.marineregions.org/eezsearch.php>（最終確認日2018年1月15日）
- (30) 東京高裁平成16年5月27日判決・金商1242号36頁。
- (31) 最高裁第二小法廷平成17年11月21日判決・民集59巻9号2558頁。
- (32) 前掲注(29)のウェブページを利用。（最終確認日2018年1月15日）
- (33) 仙台高裁平成23年9月22日判決・判タ1367号240頁。
- (34) 東京地裁平成22年7月27日判決・判時2181号44頁。
- (35) 前掲注(29)のウェブページを利用。（最終確認日2018年1月15日）
- (36) 船舶内部での不法行為について別に抵触規則を設けるかは、法例から通則法への改正時にも検討はされている。法制審議会国際私法（現代化関係）部会・前掲注(4)第8回会議事録19-20頁、法例研究会・前掲注(6)190-192頁。
- (37) 第一審判決は東京地裁平成25年5月27日判決・判時2211号58頁、控訴審判決は東京高裁平成26年10月29日判決・判時2239号23頁。

- (38) 法制審議会国際私法（現代化関係）部会・前掲注（4）第14回会議議事録21頁における外務省担当者の「国際公法の分野の話」という発言が、裁判所の真意を推測する材料になると思われる。
- (39) この法律の第1条第1項に基づいて、わが国は排他的経済水域を設定している。
- (40) 水産庁漁政部企画課監修・海洋法令研究会編著『国連海洋法条約関連水産関係法令の解説』（大成出版社、1997年）44頁、「第136回国会 衆議院会議録」平成8年5月10日付官報（号外）3頁。
- (41) 海洋法令研究会・前掲注（40）39頁および46-47頁、原田美智雄「国連海洋法条約関連法（2）排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」時の法令1531号（1996年）21-22頁。
- (42) EEZ法3条により適用が想定される国内法については、海洋基本法研究会・前掲注（3）96頁、原田・前掲注（41）28-34頁。
- (43) 実際、EEZ法を抵触規則とする見解や、EEZ法を抵触規則として用いた公刊されている裁判例は見受けられない。
- なお、EEZ法と民事法との関係という観点においては、EEZ法附則5条は、油濁損害賠償保障法（現在の船舶油濁損害賠償保障法）の一部改正を定めており、同法の裁判管轄規定に影響を与えている。
- (44) 似て非なる問題であるが、国際海上物品運送法1条は、「この法律（……）の規定は船舶による物品運送で船積港又は陸揚港が本邦外にあるものに（……）適用する」と定める。この1条と国際私法の関係について、同条は物品運送で船積港または陸揚港が本邦外にあるものに関する抵触規則ではないと解されている。山戸嘉一『国際海上物品運送法』（海文堂、1958年）26頁、田中誠二＝吉田昂『コンメンタール国際海上物品運送法』（勁草書房、1964年）62-63頁〔第1条、吉田昂執筆〕。
- (45) *Perforaciones Maritimas Mexicanas, S.A. de C.V., et al. v. Grupo TMM, S.A. de C.V., et al.*, No. G-05-419, 2007 U.S. Dist. LEXIS 34657 (S.D.Tex. May 10, 2007).
- (46) *Mauricio Sosa v. Scott Pfeiffer, et al.*, No. 10cv0280JAH (BLM), 2013 U.S. Dist. LEXIS 132295 (S.D.Cal. Sept. 16, 2013) .
- (47) *Lauritzen v. Larsen*, 345 U.S. 571 (1953).
- (48) *Hellenic Lines Ltd. v. Rhoditis*, 398 U.S. 306 (1970).
- (49) *Gulf Trading & Transp. Co. v. Vessel Hoegh Shield*, 658 F.2d 363 (5th Cir. 1981). この裁判例は、考慮する諸要素としては、第2リステイメント6条および188条の要素を挙げる。
- (50) 山内惟介『海事国際私法の研究』（中央大学出版部、1988年）60頁は、*Lauritzen-Rhoditis*分析の基になった*Lauritzen*事件の連邦最高裁の判断について、「不法行為

地]、「旗国」、および「法廷地」等の概念をアプローチから一段階下の法的観点へ引き下した点にその意義が認められると評価している。

- (51) 海洋基本法の具体的な立法作業が本格化したのは2006年頃からのようであり、海洋基本法の成立や施行は通則法よりも後のため、法例から通則法への改正時に海洋基本法の理念を反映させて規定を設けることは困難であったかもしれない。海洋基本法の制定経緯については、公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所編・來生新＝土屋誠＝寺島紘士監修『沿岸域総合管理入門 豊かな海と人の共生をめざして』（東海大学出版部、2016年）142-143頁〔寺島紘士執筆〕参照。
- (52) 多数説である。江川・前掲注（17）200-201頁、溜池・前掲注（16）342頁、石黒一憲『国際私法 第2版』（新世社、2007年）388頁など。
- (53) 運送中の物について仕向地法を準拠法とする見解も、物が倉庫で一時保管されるなどして安定的な場所を得た場合は、物の現実の所在地法によるとする。溜池・前掲注（16）342頁、石黒・前掲注（52）389頁。
- (54) 『民法商法修正案理由書 博文館蔵版』（博文館、1898年）所収の「法例修正案理由書」4頁には、船舶の所在地法や衝突の準拠法などについては特別法に譲るとの記載がある。
- (55) 海上経済活動の進展に伴い、商法といったわが国の実質法上、海上構造物が「船舶」に含まれるか否かを検討する論稿はすでに見られる。重田晴生「海洋構築物の法的地位—特に、オフ・ショア・ドリリング・ユニットと船舶の概念との関係を中心として—」外務省編『海洋法と海洋政策 第7号』（外務省、1984年）59頁以下参照。
- (56) 法制審議会国際私法（現代化関係）部会・前掲注（4）第8回議事録20頁。
- (57) Dicey, Morris and Collins on The Conflict of Laws, 35-033 (Lord Collins of Mapesbury et al. eds., Sweet & Maxwell, 15th ed. 2012)は、ローマII規則4条1項は排他的経済水域にも適用されるべきとする。また、Jürgen Basedow, “Rome II at Sea – General Aspects of Maritime Torts –” (2010) 74 RabelZ pp.134-135, p.138は、国連海洋法条約が沿岸国に権利を認める事項に関する活動に対する私法の適用においては、排他的経済水域は沿岸国の一部として扱われるべきとする。